

令和8年8月6日

森町長 太 田 康 雄 様

森町上下水道事業の料金等審議会
会長 佐 藤 和 美

森町上水道の水道料金のあり方について（答申）

令和7年10月24日付け森水第76号による諮問について、慎重に審議した結果、下記のとおり意見を集約したので答申します。

記

本審議会は、森町水道事業が抱える幾多の経営課題を踏まえ、将来にわたり持続可能な事業運営を維持するための料金体系について慎重に検討を行った。その結果、安定的な経営基盤の構築と必要な施設整備の更新を行うためには、今回の料金改定が必要であると結論づけた。

今後、本改定を通じて使用者全体で支える持続可能な水道事業の実現を目指し、安心・安全な水の安定供給という責務を果たしていくことが重要であると考ええる。

1 経営課題について

水道事業は、安全な水を安定的に供給し、使用者の生活や産業を支える重要なインフラである。現在、森町水道事業においては、給水人口の減少に加え、節水機器の普及や節水意識の高まりといった水需要の変化により、給水収益が減少している。一方で、水道施設については、老朽化による漏水リスクの増大、さらには南海トラフ地震をはじめとする大規模地震への備えとして、施設の耐震化が喫緊の課題となっている。

将来にわたり強靱な水道施設を維持し、安心・安全な水を絶え間なく供給し続けるためには、老朽施設の更新および耐震化が急務であることから、その財源確保が大きな経営課題である。さらに、近年の資機材価格高騰や労働者賃金の上昇は、施設の維持管理経費を著しく増大させており、経営を圧迫する要因となっている。

このような厳しい経営環境下においても事業を持続させるためには、今後も不断の経費削減に取り組むことが重要である。また、中長期的な視点に基づいた計画的な施設整備を推進するとともに、事業全体にわたり効率化を徹底し、強固で安定した経営基盤の構築に努めることが強く求められている。

2 水道料金改定に係る検討について

森町水道事業では、令和5年度に料金改定を行い、経営の安定化、水道施設の更新や耐震化を進めてきた。

また、令和6年度には、水道事業の中長期的な経営の基本計画である平成30年度策定の「森町水道事業経営戦略」の見直しを行い、今後の財政収支見通しに基づき、持続可能な水の安定供給、事業の健全経営を持続するためには、水道料金の見直しが必要であるとの判断に至った。

3 料金の算定期間（改定頻度）について

水道料金の算定期間は、「算定時からおおむね3年から5年を基準とし、期間ごとの適切な時期に見直しを行わなければならない。（水道料金算定要領 令和7年2月：日本水道協会）」とされている。

前回の審議会では、1回当たりの改定率を抑えることができ、社会情勢の変化にも対応しやすいことから、料金算定期間を3年としていた。

しかしながら、審議会開催の間隔が短く、料金改定の結果の検証が不十分な状況となるため、料金改定の算定期間は4年とすることが適切である。

4 料金改定率について

料金算定期間を令和9年度から令和12年度までの4年間とし、財政収支見通しで算定した料金収入である約3億1,700万円（令和9年度～令和12年度の平均額）を確保できる料金体系を検討した結果、平均改定率を24.4%とする料金体系が適切との結論に至った。

5 料金体系について

(1) 基本料金

現行料金体系では、口径別に基本料金が設定されており、基本料金には口径別に基本水量が付与されている。

今回の料金改定においても、これまでどおり口径別の基本料金を設定する。
また、基本水量の付与は現在と同様のものとする。

(2) 超過料金

現行は、基本水量を超える使用水量に対し、全口径同一料金である。

今回の料金改定でも、負担の公平性を図る観点から、全口径同一料金を維持するものとする。

以上を踏まえ、本審議会で採択した森町水道料金改定案を別紙1に示す。

6 料金改定日

料金改定に当たっては、十分な周知期間を設けることが必要であるため、改定日は令和9年4月1日が適切であると考ええる。

7 付帯意見

(1) 基本水量について

今回の料金改定では、基本水量の付与は現在と同様のものとしたが、今後の料金改定においては、基本料金と併せて基本水量の付与について検討が必要であると考ええる。

(2) 基本料金について

今回の審議会では、複数の料金体系案を審議した結果、比較的基本料金に重点を置いた料金改定案を採択するに至った。

今後も水需要の減少が見込まれる中、安定した料金収入を確保するためには、基本料金に重点を置いた料金体系が望ましいと考える。

(3) 使用者への広報について

使用者に対し、水道事業の重要性や経営状況の説明を踏まえ、料金改定の必要性について分かりやすく丁寧な周知を行った上で、料金改定を実施することが望ましいと考える。

【森町水道料金改定 案】

改定案

(消費税抜き、1か月分)

口径	基本水量	基本料金	超過料金
13ミリメートル	8立方メートル	1,450円	1立方メートルにつき 135円
20ミリメートル	10立方メートル	2,950円	
25ミリメートル	10立方メートル	3,750円	
30ミリメートル	15立方メートル	5,550円	
40ミリメートル	15立方メートル	10,100円	
50ミリメートル	20立方メートル	14,950円	
75ミリメートル	50立方メートル	34,800円	
100ミリメートル	50立方メートル	54,750円	

改定前

(消費税抜き、1か月分)

口径	基本水量	基本料金	超過料金
13ミリメートル	8立方メートル	1,100円	1立方メートルにつき 110円
20ミリメートル	10立方メートル	2,250円	
25ミリメートル	10立方メートル	2,850円	
30ミリメートル	15立方メートル	4,250円	
40ミリメートル	15立方メートル	7,750円	
50ミリメートル	20立方メートル	11,500円	
75ミリメートル	50立方メートル	26,750円	
100ミリメートル	50立方メートル	42,100円	

委員名簿

番号	職名	氏名	条例上の区分	備考
1	会長	佐 藤 和 美	学識経験者	静岡産業大学名誉教授
2	副会長	川岸和花子	その他町長が必要と認める者	森町議会議員
3	委員	西 田 彰	その他町長が必要と認める者	森町議会議員
4	〃	鈴 木 康 之	公共的団体の役職員	森町商工会会長
5	〃	比奈地敏彦	公共的団体の役職員	森町社会福祉協議会会長
6	〃	山 本 玲 子	公共的団体の役職員	森町男女共同参画推進委員会委員長
7	〃	岡田スミエ	公共的団体の役職員	森町消費者クラブ会長
8	〃	野 口 正 美	水道使用者（企業）	町内企業関係者
9	〃	鈴 木 宏 明	水道使用者（町内会）	町内会関係者

任期：令和 7 年10月24日から諮問事項の審議が終了するまで